

第Ⅴ章 計画の推進体制

1. 計画推進体制とスケジュール

(1) 計画の推進体制と計画の評価方法

- 計画の推進にあたっては、自転車利用者だけでなく、市民・社会全体で自転車活用推進に取り組むという視点から、事業や目標の達成状況について確認を行います。
- 上記の視点を踏まえて「豊橋市自転車活用推進委員会」では、定期的に事業の実施状況や目標の達成状況についてのフォローアップと見直しを行うこととします。
- 計画期間の中間年にあたる令和7年に、必要に応じて計画の見直しを行うものとし、取り組みの実施効果の確認を行うことで、継続的改善を図ります。



(2) 計画全体のスケジュール

- 本計画は、令和3年度から令和12年度までの10か年での実現を目指し推進しますが、自転車を取り巻く社会情勢は日々変化しており、各時点での状況などを踏まえた取り組みの実施、計画全体の見直しが求められる可能性があります。
- そのため、必要に応じて【前期】の5か年での見直し及び次期計画に向けた改定を想定するものとし、各期での評価、改善を進めるものとしします。
- また、取り組みの評価については、毎年の進捗状況を「豊橋市自転車活用推進委員会」において報告し、適宜取り組みを改善、実行を図るものとしします。

	前回計画 R2	豊橋市自転車活用推進計画 2021-2030										次期計画 R14
		前期					後期					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
①事業の実施		【前期】での取り組みを実行（適宜改善）					【後期】での取り組みを実行（適宜改善）					
②進捗確認	※計画終了	毎年評価を報告					毎年評価を報告					※次期計画開始
③計画の評価		毎年の評価を踏まえ適宜見直し					前期分の見直し	毎年の評価を踏まえ適宜見直し				後期分の見直し
④計画策定						見直し						次期計画の策定